**業務委託契約書（案）**

１　業　務　名　称 ○○○○○○○○○（●●型）

２　対　象　国　名 　　　　国

３　履　行　期　間 （西暦で記入）年　　　月　　　日から

 （西暦で記入）年　　　月　　　日まで

４　契　約　金　額 　　　　　　円

 （内　消費税及び地方消費税の合計額　　　　　円）

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名[組織名]を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第１条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。なお、本契約を構成する文書中に規定される「文書」、「書面」及び「書類」については、あらかじめ発注者が指定した場合には、指定の電磁的方法によるものとし、指定がない場合には紙媒体によるものとする。

（１）業務委託契約約款

（２）附属書Ⅰ「共通仕様書」

（３）附属書Ⅱ「特記仕様書」

（４）附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員）

第２条 業務委託契約約款第６条に定める監督職員は以下の職位にあるものとする。

（１）監督職員　　：○○○○○○○○○の課長

（財務諸表及び納税証明書の提出、並びにその他の調査と受注者による協力）

第３条　受注者は、頭書履行期間内に、会社法上作成が要求される財務諸表（写し）を毎事業年度後遅滞なく発注者に対して提出する。ただし、当該提出された資料は、頭書業務の適切かつ円滑な実施のために、受注者の財務内容の確認に必要な範囲でのみ利用されるものとする。

２　受注者は、頭書履行期間内に行った納税につき、発注者から請求があった場合には速やかにその納税証明書（発行日から3か月以内のもの）を発注者に対して提出する。

３　業務委託契約約款第２４条第３項に定める「本契約期間中の検査」には、本契約書附属書Ⅲに関連する受注者の支出に関して、企業会計原則に沿った経理事務が行われているかという経費に係る発注者による実地調査を含むものとする。

４　業務委託契約約款第２４条各項の規定は、本契約の業務の実施が完了した後も引き続き効力を有し、発注者は、受注者に対して、内部調査を指示し、その結果を文書で報告させ、説明を求め、検査を行うことができる。ただし、同条第２項に定める受注者の事業所における発注者による検査を行う期間は、検査対象とする文書の法定保存期間を限度とする。

*※【紙面契約書の場合】*

本契約の証として、本書２通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自１通を保持する。

*※【電子契約の場合】*

本契約の証として、本書を電磁的に作成し、発注者、受注者それぞれ合意を証する電磁的措置を執ったうえ、双方保管するものとする。

なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

（西暦で記入）年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 発注者東京都千代田区二番町５番地２５独立行政法人国際協力機構契約担当役　理　事　　○○　○○ | 受注者 |